

介護サービス事業所等自己点検票(指定居宅介護支援事業)

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第一 基本方針	1 基本方針	法第80条第1項 運営基準第1条の2 第1項 基準についての第2の1	☐	☐	☐
	(1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われているか。		☐	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	運営基準第1条の2 第2項 基準についての第2の1	☐	☐	☐
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われているか。	運営基準第1条の2 第3項 基準についての第2の1	☐	☐	☐
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めているか。	運営基準第1条の2 第4項 基準についての第2の1	☐	☐	☐
	(5) 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	運営基準第1条の2 第5項 基準についての第2の1	☐	☐	☐
第二 人員に関する基準	(6) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	運営基準第1条の2 第6項 基準についての第2の1	☐	☐	☐
	1 従業者の員数	法第81条第1項 運営基準第2条第1項 基準についての第2の2の(1) 区条例第4条	☐	☐	☐
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤である指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を置いているか。		☐	☐	☐
	(2) (1)の員数の基準は、利用者の数が44又はその端数を増すごとに、1としているか。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。	運営基準第2条第2項 基準についての第2の2の(1) 区条例第4条	☐	☐	☐
	(3) (2)にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における(1)に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1としているか。	運営基準第2条第3項 基準についての第2の2の(1) 区条例第4条	☐	☐	☐
	(4) 非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務となっていないか。 ※事務職員の配置については、その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えない。また、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められる。勤務時間数については特段の定めを設けていないが、当該事業所における業務の実情を踏まえ、適切な人数を配置する必要がある。	基準についての第2の2の(1) 区条例第4条	☐	☐	☐
	2 管理者	運営基準第3条第1項 基準についての第2の2の(2) 区条例第4条	☐	☐	☐
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。		☐	☐	☐
	(2) 管理者は、主任介護支援専門員であるか(令和9年3月31日まで経過措置)	運営基準第3条第2項 基準についての第2の2の(2) 区条例第4条	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第二 人員に関する基準	(3) 管理者は、専らその職務に従事しているか。 ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。 ① 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合。 ② 管理者が他の事業所の職務に従事する場合。(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)	運営基準第3条第3項 基準についての第2の2の(2) 区条例第4条	☐	☐	☐
	(4) 介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務となっていないか。	基準についての第2の2の(2) 区条例第4条	☐	☐	☐
第三 運営に関する基準	1 内容及び手続の説明及び同意	運営基準第4条第1項 基準についての第2の3の(2) 区条例第5条	☐	☐	☐
	(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	運営基準第4条第2項 基準についての第2の3の(2) 区条例第5条	☐	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が基準第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ているか。	運営基準第4条第3項 基準についての第2の3の(2) 区条例第5条	☐	☐	☐
	(3) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)が、それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めているか。	運営基準第4条第4項 基準についての第2の3の(2) 区条例第5条	☐	☐	☐
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めているか。	運営基準第5条 基準についての第2の3の(3) 区条例第5条	☐	☐	☐
	2 提供拒否の禁止 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んだことはないか。	運営基準第6条 区条例第5条	☐	☐	☐
	3 サービス提供困難時の対応 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。	運営基準第7条 区条例第5条	☐	☐	☐
	4 受給資格等の確認 (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	法第80条第2項	☐	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定居宅介護支援を提供するように努めているか。	運営基準第8条第1項 基準についての第2の3の(4)の① 区条例第5条	☐	☐	☐
	5 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運営に関する基準	(2) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	運営基準第8条第2項 基準についての第2の3の(4)の② 区条例第5条	☐	☐	☐
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。	運営基準第8条第3項 基準についての第2の3の(4)の③ 区条例第5条	☐	☐	☐
	6 身分を証する書類の携行 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	運営基準第9条 基準についての第2の3の(5) 区条例第5条	☐	☐	☐
	7 利用料等の受領 (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	運営基準第10条第1項 基準についての第2の3の(6)の① 区条例第5条	☐	☐	☐
	(2) (1)の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合に、それに要した交通費以外の支払を利用者から受けていないか。	運営基準第10条第2項 基準についての第2の3の(6)の② 区条例第5条	☐	☐	☐
	(3) (2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	運営基準第10条第3項 基準についての第2の3の(6)の③ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(4) 指定居宅介護支援その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、施行規則第78条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法46条第7項 施行規則第78条	☐	☐	☐
	(5) 指定居宅介護支援事業者は、領収証に指定居宅介護支援について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	施行規則第78条	☐	☐	☐
	8 保険給付の請求のための証明書の交付 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。	運営基準第11条 基準についての第2の3の(7) 区条例第5条	☐	☐	☐
	9 指定居宅介護支援の基本取扱方針 (1) 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われているか。	運営基準第12条第1項) 区条例第6条	☐	☐	☐
	(2) 第三者による評価その他の多様な評価の手法を用いて自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	運営基準第12条第2項 区条例第6条第2項	☐	☐	☐
	10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	運営基準第13条第1号 基準についての第2の3の(8)の① 区条例第5条	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運 営 に 関 する 基 準	(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	運営基準第13条第2号 基準についての第2の3の(8)の② 区条例第5条	☐	☐	☐
	(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なっていないか。	運営基準第13条第2の2号 基準についての第2の3の(8)の③ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(4) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	運営基準第13条第2の3号 基準についての第2の3の(8)の③ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。 また、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していないか。	運営基準第13条第3号 基準についての第2の3の(8)の④ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。 地域で不足していると認められるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、当該不足していると思われるサービス等が地域において提供されるよう関係機関に働きかけていくことが望ましい。	運営基準第13条第4号 基準についての第2の3の(8)の⑤ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。 利用者から居宅サービス計画案の作成にあたって複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応する必要がある。	運営基準第13条第5号 基準についての第2の3の(8)の⑥ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(8) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。 なお、課題分析の方法については、平成11年11月12日老企第29号の別紙4に示す項目によって行っているか。	運営基準第13条第6号 基準についての第2の3の(8)の⑦ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(9) 介護支援専門員は、(6)に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。 この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、基準第29条第2項及び区条例第5条第2項の規定に基づき、当該記録を5年間保存しているか。	運営基準第13条第7号 基準についての第2の3の(8)の⑧ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(10) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。 提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではないことに留意する必要がある。	運営基準第13条第8号 基準についての第2の3の(8)の⑨ 区条例第5条	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運営に 関する 基準	(11) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。(サービス担当者会議は、テレビ電話等を活用して行うことができるが、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話等の活用について同意を得ること。) ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況により、主治の医師又は歯科医師の意見を勧告して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めているか。なお、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等について情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにしているか。 当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、基準第29条第2項及び区条例第5条第2項の規定に基づき、当該記録を5年間保存しているか。	運営基準第13条第9号 基準についての第2の3の(8)の⑩ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 居宅サービス計画原案とは、平成11年11月12日老企第29号の別紙1に示す標準様式第1表から第3表まで、第6表及び第7表に相当するものすべてを指すものである。	運営基準第13条第10号 基準についての第2の3の(8)の⑪ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。	運営基準第13条第11号 基準についての第2の3の(8)の⑫ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(14) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス基準において位置付けられている計画の提出を求めているか。	運営基準第13条第12号 基準についての第2の3の(8)の⑬ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(15) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。	運営基準第13条第13号 基準についての第2の3の(8)の⑭ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(16) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供しているか。	運営基準第13条第13号の2 基準についての第2の3の(8)の⑭ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(17) 介護支援専門員は、(15)に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。 ② ①による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。 ③ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 ※ ただし、②については次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも二月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することが出来るものとする。 I テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 II サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 i 利用者の心身の状況が安定していること。 ii 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 iii 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。	運営基準第13条第14号 基準についての第2の3の(8)の⑮ 区条例第5条	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運営に関する基準	(18) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当学会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。 ① 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合。 ② 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。	運営基準第13条第15号 基準についての第2の3の(8)の⑯ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(19) (5)から(14)までの規定は、(15)に規定する居宅サービス計画の変更についても、同様に取り扱っているか。	運営基準第13条第16号 基準についての第2の3の(8)の⑰ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(20) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。 なお、介護保険施設への紹介時には、主治医に意見を求める等しているか。	運営基準第13条第17号 基準についての第2の3の(8)の⑱ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(21) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。	運営基準第13条第18号 基準についての第2の3の(8)の⑲ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を区市町村に届け出ているか。	運営基準第13条第18号の2 基準についての第2の3の(8)の㉔ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(23) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下「サービス費」という。)の総額が法43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ているか。	運営基準第13条第18号の3 基準についての第2の3の(8)の㉕ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(24) 利用者が訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスのみ。)及び看護小規模多機能型居宅介護(訪問看護サービスのみ。)等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めているか。 また、主治の医師等が居宅サービス計画の内容についての情報提供を求めている場合であって、利用者又はその家族の同意を文書により得ている場合は、主治の医師等に対し情報提供を行っているか。	運営基準第13条第19号 基準についての第2の3の(8)の㉖ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(25) (24)の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しているか。	運営基準第13条第19号の2 基準についての第2の3の(8)の㉗ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っているか。 また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。	運営基準第13条第20号 基準についての第2の3の(8)の㉘ 区条例第5条	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運営に関する基準	(27) 居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。	運営基準第13条第21号 基準についての第2の3の(8)の㉓ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(28) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。 なお、対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえること。	運営基準第13条第22号 基準についての第2の3の(8)の㉔ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(29) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。さらに、対象福祉用具を居宅サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、基準第13条第5号の規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しているか。 なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、診療情報提供書又は医師から所見を聴取する方法が考えられる。	運営基準第13条第23号 基準についての第2の3の(8)の㉔ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(30) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同条第1項の規定による居宅サービス若しくは地域密着型サービス種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。	法第80条第2項 運営基準第13条第24号 基準についての第2の3の(8)の㉕ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(31) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。	運営基準第13条第25号 基準についての第2の3の(8)の㉖ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(32) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しているか。	運営基準第13条第26号 基準についての第2の3の(8)の㉗ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(33) 地域ケア会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合に、これに協力するよう努めているか。	運営基準第13条第27号 基準についての第2の3の(8)の㉘ 区条例第5条	☐	☐	☐
	11 法定代理受領サービスに係る報告	運営基準第14条第1項 基準についての第2の3の(9)の① 区条例第5条	☐	☐	☐
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、毎月、区市町村(法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払いに関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書(給付管理票)を提出しているか。	運営基準第14条第2項 基準についての第2の3の(9)の② 区条例第5条	☐	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、区市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しているか。	運営基準第15条 基準についての第2の3の(10) 区条例第5条	☐	☐	☐
	12 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付				
	指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。		☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運営に関する基準	13 利用者に関する区市町村への通知 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	運営基準第16条 基準についての第2の3の(11) 区条例第5条	☐	☐	☐
	14 管理者の責務 (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	運営基準第17条第1項 基準についての第2の3の(12) 区条例第5条	☐	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に「第3章 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	運営基準第17条第2項 基準についての第2の3の(12) 区条例第5条	☐	☐	☐
	15 運営規程 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料、その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦ その他運営に関する重要事項	運営基準第18条 基準についての第2の3の(13) 区条例第5条	☐	☐	☐
	16 勤務体制の確保 (1) 利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	運営基準第19条第1項 基準についての第2の3の(14)の① 区条例第5条	☐	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させているか。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。	運営基準第19条第2項 基準についての第2の3の(14)の② 区条例第5条	☐	☐	☐
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 特に介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月から1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保しなければならない。	運営基準第19条第3項 基準についての第2の3の(14)の③ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	運営基準第19条第4項 基準についての第2の3の(14)の④ 区条例第5条	☐	☐	☐
	17 業務継続計画の策定等 (1) 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	運営基準第19条の2第1項 基準についての第2の3の(15)の① 区条例第5条	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運営 に関する 基準	(2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	運営基準第19条の2第2項 基準についての第2の3の(15)の①③④ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	運営基準第19条の2第3項 基準についての第2の3の(15)の① 区条例第5条	☐	☐	☐
	18 設備及び備品等	運営基準第20条 基準についての第2の3の(16)の① 区条例第5条	☐	☐	☐
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。		☐	☐	☐
	(2) 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペース等が確保されているか。	基準についての第2の3の(16)の② 区条例第5条	☐	☐	☐
	19 従業員の健康管理 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	運営基準第21条 区条例第5条	☐	☐	☐
	20 感染症の予防及びまん延の防止のための措置 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防又はまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。	運営基準第21条の2 基準についての第2の3の(17) 区条例第5条	☐	☐	☐
	21 掲示 (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。(重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族が自由に閲覧可能な形で備え付けることも可能)	運営基準第22条第1項 基準についての第2の3の(18)の① 区条例第5条	☐	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示をしているか。	運営基準第22条第2項 基準についての第2の3の(18)の② 区条例第5条	☐	☐	☐
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	運営基準第22条第3項 基準についての第2の3の(18)の① 区条例第5条	☐	☐	☐
	22 秘密保持 (1) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	運営基準第23条第1項 基準についての第2の3の(19)の① 区条例第5条	☐	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。	運営基準第23条第2項 基準についての第2の3の(19)の② 区条例第5条	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運営 に関する 基準	(3) 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	運営基準第23条第3項 基準についての第2の3の(19)の③ 区条例第5条	☐	☐	☐
	23 広告 指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。	運営基準第24条 区条例第5条	☐	☐	☐
	24 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等 (1) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示を行っていないか。	運営基準第25条第1項 基準についての第2の3の(20)の① 区条例第5条	☐	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 また、介護支援専門員は居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けていないか。	運営基準第25条第2項 基準についての第2の3の(20)の② 区条例第5条	☐	☐	☐
	(3) 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	運営基準第25条第3項 基準についての第2の3の(20)の③ 区条例第5条	☐	☐	☐
	25 苦情処理 (1) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。 なお、指定居宅介護支援事業者は、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示し、かつウェブサイトに掲載しているか。	運営基準第26条第1項 基準についての第2の3の(21)の①④ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。 また、指定居宅介護支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	運営基準第26条第2項 基準についての第2の3の(21)の② 区条例第5条	☐	☐	☐
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	運営基準第26条第3項 基準についての第2の3の(21)の③ 区条例第5条	☐	☐	☐
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を区市町村に報告しているか。	運営基準第26条第4項 区条例第5条	☐	☐	☐
	(5) 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。	運営基準第26条第5項 区条例第5条	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運 営 に 関 する 基 準	(6) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	運営基準第26条第6項 区条例第5条	☐	☐	☐
	(7) 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	運営基準第26条第7項 区条例第5条	☐	☐	☐
	26 事故発生時の対応	運営基準第27条第1項			
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	基準についての第2の3の(22) 区条例第5条	☐	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	運営基準第27条第2項 基準についての第2の3の(22) 区条例第5条	☐	☐	☐
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。 ※速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	運営基準第27条第3項 基準についての第2の3の(22)の② 区条例第5条	☐	☐	☐
	(4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	基準についての第2の3の(22)の③ 区条例第5条	☐	☐	☐
	27 虐待の防止 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っていること。 ② 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備していること。 ③ 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していること。 ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていること。	運営基準第27条の2 基準についての第2の3の(23) 区条例第5条	☐	☐	☐
	28 会計の区分	運営基準第28条 基準についての第2の3の(24) 区条例第5条	☐	☐	☐
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 (2) 具体的な会計処理方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」等によっているか。		☐	☐	☐
	29 記録の整備 (1) 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	運営基準第29条第1項 区条例第5条	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運営に関する基準	(2) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 ① 基準第13条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 イ 居宅サービス計画 ロ 基準第13条第7号に規定するアセスメントの結果の記録 ハ 基準第13条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録 ニ 基準第13条第14号に規定するモニタリングの結果の記録 ③ 基準第13条第2号の3に規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 基準第16条の規定による区市町村への通知に係る記録 ⑤ 基準第26条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑥ 基準第27条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	運営基準第29条第2項 基準についての第2の3の(25) 区条例第5条第2項	☐	☐	☐
第四 変更の届出等	1 変更の届出等 (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区市町村長に届け出ているか。	法第82条第1項 則第132条、 則第133条第1項・第2項	☐	☐	☐
	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を区市町村長に届け出ているか。	法第82条第2項 則第133条第3項	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第五 介護 給付 費の 算定 及び 取扱い	1 基本的事項	法第46条第2項 厚告20号の一	☐	☐	☐
	(1) 指定居宅介護支援事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第20号の別表「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」により算定しているか。		☐	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号(厚生労働大臣が定める1単位の単価を定める件)に定める1単位の単価に(1)の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。	厚告20号の二	☐	☐	☐
	(3) (1)、(2)により指定居宅介護支援事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算しているか。	厚告20号の三	☐	☐	☐
	(4) 居宅介護支援費(Ⅰ)から(Ⅱ)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において区市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している指定居宅介護支援事業者について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。 居宅介護支援費(Ⅰ) (ⅰ) 指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う指定介護予防支援の提供を受ける利用者数に3分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数で除した数(以下「取扱件数」という。))が45未満である場合又は、45以上の場合において、45未満の部分 (ⅱ) 取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分 (ⅲ) 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分 居宅介護支援費(Ⅱ) (ⅰ) 公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有のための情報処理システムの利用並びに事務職員の配置を行っている指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ月の末日において基準14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している場合について、指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う指定介護予防支援の提供を受ける利用者数に3分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数で除した数(以下「取扱件数」という。))が50未満である場合又は、50以上の場合において、50未満の部分 (ⅱ) 取扱件数が50以上である場合において、50以上60未満の部分 (ⅲ) 取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分	厚告20号別表のイの注1注2	☐	☐	☐
	2 高齢者虐待防止措置未実施減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 なお、高齢者虐待防止未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅介護支援等基準第27条の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員についての所定単位数から減算することとなる。 具体的には次に該当する場合とする。 ・高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない。 ・高齢者虐待防止のための指針を整備していない。 ・高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない。 ・高齢者虐待防止措置を適正にするための担当者を置いていない。 事実が認められた場合は、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告すること。	厚告20号別表のイの注3 厚告95号の八十二の二 留意事項についての第3の8	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第五 介護給付費の算定及び取扱い	3 業務継続計画未策定減算 別添に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 なお、業務継続計画未策定減算については、指定居宅介護支援等基準第19条の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。 また、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用されないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。	厚告20号別表のイの注4 厚告95号の八十二の三 留意事項についての第3の9	☐	☐	☐
	4 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。	厚告20号別表のイの注5 留意事項についての第3の10	☐	☐	☐
	5 運営基準減算 (1)別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生省告示第95号)の第八十二号に該当する場合は、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定しているか。 なお、減算の基準は、次のいずれかに該当する場合とする。 ア 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない。 イ 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって ①利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。 ②サービス担当者会議の開催等を行っていない。 ③居宅サービス計画の原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない。 ウ 次に掲げる場合において、サービス担当者会議等を行っていない。 ①居宅サービス計画を新規に作成した場合。 ②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合。 ③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。 エ 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たって、 ①1月に1回次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない。 (Ⅰ)1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。 (Ⅱ)次のいずれにも該当する場合であって、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。 a テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により、利用者の同意を得ていること。 b サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 (ⅰ)利用者の心身の状態が安定していること。 (ⅱ)利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 (ⅲ)介護支援専門員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 ②モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続している。 (2)(1)の運営基準減算が2月以上継続している場合には、所定単位数を算定していないか。	厚告20号別表のイの注6 厚告95号の八十二 留意事項についての第3の6	☐	☐	☐
	(2)(1)の運営基準減算が2月以上継続している場合には、所定単位数を算定していないか。	厚告20号別表のイの注6	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第五 介護給付費の算定及び取扱い	6 特別地域居宅介護支援加算 別に厚生労働大臣が定める地域(平成12年厚生省告示第24号)に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	厚告20号別表イの注7	☐	☐	☐
	7 中山間地域等における小規模事業所の評価 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準(1月当たり実利用者数が20人以下)に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	厚告20号別表のイの注8 厚告83号の一 厚告96号の四十六	☐	☐	☐
	8 中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	厚告20号別表のイの注9 厚告83号の二	☐	☐	☐
	9 特定事業所集中減算 別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生省告示第95号)の第八十三号に該当する場合には、1月につき200単位を所定単位数から減算しているか。 なお、減算の基準とは、次のとおりとする。 ・正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。 ただし、正当な理由があると区市町村長が認めた場合は、この限りでない。	厚告20号別表のイの注10 厚告95号の八十三 留意事項についての第3の13	☐	☐	☐
	10 サービス種類相互間の算定関係 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護(短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)又は小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)、認知症対応型共同生活介護(短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)若しくは看護小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費を算定していないか。	厚告20号別表のイの注11	☐	☐	☐
	11 初回加算 指定居宅介護支援事業所において、次に掲げる基準に適合する場合に、それぞれの単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、5の運営基準減算に該当する場合は加算しない。 ①新規に居宅サービス計画を作成する場合 ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	厚告20号別表のロの注 厚告94号の五十六 留意事項についての第3の12	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第五 介護給付費の算定及び取扱い	12 特定事業所加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 特定事業所加算(Ⅰ) 519単位 (2) 特定事業所加算(Ⅱ) 421単位 (3) 特定事業所加算(Ⅲ) 323単位 (4) 特定事業所加算(A) 114単位 イ 特定事業所加算(Ⅰ) 519単位 次のいずれにも適合すること。 ①専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。 ②専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名配置していること。 ③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ⑤算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。 ⑥当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 ⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 ⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。 ⑨居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 ⑩指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満であること。ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)の算定をしている場合は50名未満であること。 ⑪法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。【H28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用】 ⑫他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。 ⑬必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	厚告20号別表のハの注 厚告95号の八十四留意事項についての第3の14	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第五 介護給付費の算定及び取扱い	ロ 特定事業所加算(Ⅱ) 421単位 次のいずれにも適合すること。 ①特定事業所加算(Ⅰ)の②、③、④及び⑥から⑬までの基準に適合していること。 ②専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ハ 特定事業所加算(Ⅲ) 323単位 次のいずれにも適合すること。 ①特定事業所加算(Ⅰ)の③、④及び⑥から⑬までの基準に適合していること。 ②専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ③専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。 ニ 特定事業所加算(A) 114単位 次のいずれにも適合すること。 ①特定事業所加算(Ⅰ)の③、④及び⑥から⑬までの基準に適合すること。ただし、④、⑥、⑪及び⑫の基準は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えないものとする。 ②専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ③専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上配置していること。 ④専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法で1以上配置していること。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。 ※上記加算要件の主任介護支援専門員の配置については、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。 また、介護支援専門員の配置については、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務しても差し支えない。	厚告20号別表のハの注 厚告95号の八十四留意事項についての第3の14	☐	☐	☐
	13 特定事業所医療介護連携加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき125単位を所定単位数に加算しているか。 次のいずれにも適合すること。 ①前々年度の三月から前年度の二月までの間において退院・退所加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が三十五回以上であることとして1月につき所定の単位数を加算しているか。 ②前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を十五回以上算定していること。 ③特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること。 ※②については経過措置として、令和7年3月31日までの間は、従前のとおり算定回数が5回以上の場合に要件を満たすこととし、同年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15回以上である場合に要件を満たすこととするため、留意すること。	厚告20号別表の二の注 厚告95号の八十四の二留意事項についての第3の15	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第五 介護給付費の算定及び取扱い	14 入院時情報連携加算 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 入院時情報連携加算Ⅰ 250単位 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供していること。 ロ 入院時情報連携加算Ⅱ 200単位 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供していること。	厚告20号別表のホの注 厚告95号の八十五留意事項についての第3の16	☐	☐	☐
	15 退院・退所加算 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所（地域密着型介護福祉施設サービス又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入院期間中につき1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。 イ 退院・退所加算（Ⅰ）イ 450単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。 ロ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 600単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。 ハ 退院・退所加算（Ⅱ）イ 600単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。 ニ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 750単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。 ホ 退院・退所加算（Ⅲ） 900単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。	厚告20号別表のへの注 厚告95号の八十五の二留意事項についての第3の17	☐	☐	☐
	16 通院時情報連携加算 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅介護サービス計画に記録した場合、利用者1人につき1月に1回を限度として50単位を所定単位数に加算しているか。	厚告20号別表の外の注 留意事項についての第3の18	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第五 介護給付費 の算定及び 取扱い	17 緊急時等居宅カンファレンス加算 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者宅の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者に1人につき1月に2回を限度として200単位を所定単位数に加算しているか。	厚告20号別表の子の注 留意事項についての第3の19	☐	☐	☐
	18 ターミナルケアマネジメント加算 在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合は、1月につき400単位を所定単位数に加算しているか。 また、ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備しているか。	厚告20号別表のりの注 厚告95号の八十五の三 留意事項についての第3の20	☐	☐	☐